

平成 22 年 3 月 9 日付け津市監査委員告示第 1 号公表分

(1) 財政援助団体 (所管部局)

ア 津市職員共済組合 (総務部人事課)

監査の結果	津市職員共済組合の認定クラブ助成金について、同組合が認定した文化・体育活動を行う組合員によるクラブの活動費を助成するために交付するものであるが、各クラブが提出した実績報告書を見ると、活動費が助成金額を下回るものや、助成金の交付を受けたにもかかわらず実質的な活動をしていないクラブがあったことから、これらのクラブに対しては、活動費に充当しなかった助成金相当額の返還を求めるなど、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	津市職員共済組合では、市の職員福利厚生事業補助金が充当された平成 21 年度以降の認定クラブ助成金について、各クラブから提出された実績報告書を審査し、精算の結果、当該助成金を使用しなかった不用額の返還を求め、その相当額を市に返納するよう改めた。 なお、同組合は、平成 21 年度の当該補助金に係る市への返納金について、平成 23 年 4 月 15 日に納付した。